

(別添)

(仮称) 鈴鹿市国府町地内工業団地開発に係る簡易的環境影響評価書
に対する意見

(全般的事項)

本事業は、事業実施による環境影響を認識し、環境に対する配慮を求める。また、本事業は森林伐採も予定していることから、緑と貴重な動植物生息空間を喪失することとなるため、出来る限り伐採の面積を減らすことを求める。

市民等に対しては、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては具体的かつ丁寧な説明を行う等、積極的な地域との対話に努め、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって速やかに対応すること。

また、簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、環境影響の回避または低減に努めること。

更に、事業者は措置報告書の作成に当たっては、以下の点を踏まえ適切な対応を取ること。

(個別的事項)

1 大気・騒音・振動

(1) 工事車両や建設機械においては、低騒音、低振動型及び最新排出ガス規制適合車の優先的な使用に配慮すること。

(2) 工事中及び供用に伴い、周辺道路の交通量の増加によって騒音及び振動が増大する恐れがあることから、地域住民の生活環境への影響が想定されるため、極力回避や低減すること。また、状況に応じて、走行車両の分散やルート変更する等して渋滞緩和に努めると共に環境保全措置を実施すること。

(3) 誘致予定の物流業等の事業所において、三重県生活環境の保全に関する条例第15条に基づき、駐車場利用者に対し、駐車時には原動機を停止すべきことを看板、放送、書面等により周知すること。

また、トラック等のライト等に起因する光害についても配慮をすること。

2 水質

(1) 工事中の土砂を含む濁水については、場外への流出防止に万全の措置を講じること。

(2) 供用後の排水については、調整池の容量を十分確保し堆砂状況を定期的

に確認すること。また、合併浄化槽の適正な維持管理を徹底すると共に、下流河川への汚濁負荷の低減に努め、確実に処理すること。

3 地形、地質

盛土部分から周辺河川等に雨水や土砂流出による被害が生じないように、供用後も含めた安全性の確保に努めること。

4 動植物、生態系

(1) レッドデータブック等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置を可能な限り検討すること。

(2) 造成工事により、事業区域に生息していた鳥獣類による周辺地域の生活環境や農作物への影響が予測されることから、森林伐採による鳥獣類に対する影響を最小限にとどめるとともに、地域住民と協議の上、適正な防止策を講じること。

(3) 事業実施区域周辺に生息する水生生物に対して、工事による濁水や供用後の排水の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討し、定期的な調整池の水質検査を行い、その結果を注視し生態系の保全に努めること。

5 温室効果ガス等

(1) 事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。

(2) 資材の運搬車両及び建設機械の稼働による温室効果ガス（CO₂）の排出を低減するため、作業の効率化を検討すること。